

# 仕 様 書

## 1. 事業名

平成 30 年復興水産加工業等販路回復促進事業による水産加工業復興状況調査

## 2. 目的

東日本大震災被災地の水産業の復興を果たすためには、水産加工業の販路・売上の回復が重要な課題となっていることから、これまで「復興水産加工業等販路回復促進事業」によって、水産加工業者等による販路の回復・新規開拓に向けた取組に対して各種の支援を行ってきた。しかし、水産庁が平成 25 年度から実施している「水産加工業における東日本大震災からの復興状況アンケート」の結果によると、震災後 7 年近くが経過した平成 30 年 1 月の時点においても売上は概ね横ばいの状態に留まっており、残りの事業期間（平成 32 年度まで）で着実に水産加工業の復興を進めるためには、震災以降の被災地の水産加工業を巡る状況の変化等を把握して現在の復興状況を評価するとともに、今後の目標を明確にし、それに向けて効果的な支援施策を講ずることが必要になっている。

そのためには、任意回答のアンケート調査のみでは不十分であることから、平成 30 年の本事業によって、必要な調査・検討を実施する。

## 3. 業務の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

## 4. 業務内容

### (1) 震災後に行われている各種調査・研究結果並びに統計データ等の収集・分析

- 被災地水産加工業の被害、復旧、経営、風評被害等の状況、被災地における人口や産業構造の変化等について、震災後に実施されている各種の調査結果、研究結果、統計データ等を収集し、その分析を行う。

### (2) 被災 5 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の水産加工業者等からの聴き取り調査

- 被災 5 県の水産加工業者からサンプルを抽出し、被災の状況、復旧状況、震災前後の経営の状況、これまでの経営・販売・人材等に対する取組、その課題、対応等について聴き取りを実施。
- 業種のバランスにも配慮し、各県 5 社以上実施する。

### (3) 被災地以外の水産加工業者等からの聴き取り調査

- 被災地以外の水産加工業者からサンプルを抽出し、(2) と同期間における経営状況・人材・原料等の変化、これまでの経営・販売・人材等に対する取組、その課題、対応等について聴き取りを実施。

- ・被災地の状況と全国的な状況との比較に資するよう、業種のバランスにも配慮し、主要水産加工産地（北海道、千葉、新潟、静岡、大阪、鳥取、山口、福岡、長崎、鹿児島等）にて各地域3社以上実施する。

#### （4）調査結果の分析、検討及び結果の取りまとめ

- ・（1）～（3）にかかる調査方針、結果について、震災復興調査に関わった経験を有する学識経験者等も交えた検討会を開催して整理、分析、検討を行う。
- ・上記結果に基づき、被災地以外の全国的な状況とも比較して、被災地水産加工業の復興状況についての評価を行い、今後の課題を抽出するとともに、事業終了までの目標を検討する。

### 5. 業務の実施体制

上記4の業務について、専任の担当者を1名以上配置するとともに、事業全体を総括・管理する責任者を配置する。

### 6. 納入成果物

#### （1）報告書2部

4.（4）について取りまとめた報告書を作成し、ヒアリングの概要書、調査データの資料等を付属するものとする。

#### （2）報告書の電磁記録媒体（DVD-R等）1枚

納入成果物の詳細、編集方法等については、事前に4.（4）の検討会にて協議の上、エクセル、ワード等の一般的な編集方法で修正可能な状態で作成すること。（本業務の受託者のみの環境で修正可能なものは認めない）

また、電磁的記録媒体については、ウイルス対策を行うこととし、ウイルス対策に関する情報を記載したラベルを貼り付けること。また、ウイルス対策ソフトは、信頼性が高く、かつ、最新のデータで更新したものを使用すること。

#### （3）納入時期

平成31年3月15日（金）

#### （4）納入場所

復興水産加工業販路回復促進センター

代表機関 全国水産加工業協同組合連合会 事務局

### 7. 事業実績報告書

事業の終了後速やかに別に定める実績報告書を提出すること。

## 8. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、復興水産加工業販路回復促進センター（以下「当センター」という。）の担当者並びに責任者と十分な協議・調整を行うこととする。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）を本業務以外の目的のために使用し、又は外部に漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。個人情報を複製する際には、事前に担当職員の下承を得ること。複製の実施は必要最低限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。また、受託者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、当センター担当者並びに責任者へ報告すること。
- (4) 受託者は、本業務に関して発生する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を当センターに譲渡するものとし、当センターの行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合は、当センターの担当者並びに責任者と協議の上、対応するものとする。